



(9) 公的保険について



ポイント

事業者の責務として労働保険や社会保険に加入しましょう。

- ★従業員（訪問介護員等）を一人でも雇っている事業者は、労働保険の手続きをとる必要があります。労働保険とは、労働者災害補償保険と雇用保険の総称です。
- ★労働者災害補償保険は、全従業員に適用されます。雇用保険は、その従業員（訪問介護員等）が31日以上雇用が見込まれ、継続して勤務し、週当たりの労働時間が20時間以上であり、月間勤務表等により今後も同じような就労が見込まれるのであれば、加入の手続きを進めましょう。
- ★なお、訪問介護員が自宅と事業所との間を通勤しているとき、および自宅から直接、利用者宅に向かっているときや、利用者宅から直接、帰宅しているとき（これらは通勤時間に該当します。「Ⅲ（3）労働時間 ポイント③」参照）に被った負傷、疾病、障害等は、通勤災害と認められ、労働者災害補償保険が適用されます。

名称	概要	適用事業者	適用労働者	窓口
労働者災害補償保険	労働者が業務上の事由または通勤により負傷等を被った場合等に、被災した労働者や遺族を保護するため必要な保険給付等を行う。	労働者を一人でも雇っている事業者	全労働者	労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署に提出。
雇用保険	労働者が失業した場合および労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付等を行う。	労働者を一人でも雇っている事業者	31日以上雇用が見込まれ、継続して勤務し、労働時間が週20時間以上であり、月間勤務表等により今後も同様の就労が見込まれる労働者	上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届および雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出。

(9)公的保険について つづき

★また、すべての法人、および常時5人以上の従業員（訪問介護員等）を雇っている個人事業形態の事業者は、週当たりの労働時間が、当該事業所の一般的な勤務形態の従業員（訪問介護員等）のおおむね3/4以上である従業員（訪問介護員等）について、社会保険の手続きをとる必要があります。社会保険には、健康保険、厚生年金保険および介護保険があります。

名 称	概 要	適用事業者	適用労働者	窓 口
健康保険 (医療保険)	病気や怪我をしたときにだれでも診療を受けられるように、発生した医療費の一部または全部の給付等を行う。	法人、および常時5人以上の労働者を雇っている個人事業形態の事業者	週の労働時間が、当該事業所の一般的な勤務形態の労働者のおおむね3/4以上である労働者	健康保険・厚生年金保険新規適用届を所轄の日本年金機構の年金事務所に提出。
厚生年金保険	全国民に支給される基礎年金(固定部分)に乗せて支給される二階部分にあたる報酬比例の年金制度。			年金事務所以外には、加入している各健保組合も対象窓口。
介護保険	介護が必要となったときに安心して本人や家族が生活できるように、高齢者の介護サービスや介護支援を保障し必要な給付等を行う。			

★このような公的保険の取り扱いについては、就業規則等であらかじめ定めておくとともに、すべての訪問介護員に対して内容について十分に説明しておきましょう。

(注)短時間勤務の従業員（訪問介護員等）(※)は、週あたりの労働時間に関わらず、当該事業所の就業規則等における短時間勤務の従業員（訪問介護員等）の位置づけを踏まえつつ、労働契約の期間や給与等の基準等の就労形態、職務内容等を基に判断されます。具体的には、①労働契約、就業規則及び給与規程等に、短時間勤務の従業員（訪問介護員等）に係る規程がある、②期間の定めのない労働契約が締結されている、③給与規程等における、時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規雇用の従業員（訪問介護員等）と同等である場合であって、かつ、就業実態も当該諸規程に則したものとなっている場合は、被保険者となります。

※他のフルタイムの正規雇用の従業員（訪問介護員等）と比較し、その所定労働時間が短い正規雇用の従業員（訪問介護員等）であって、①期間の定めのない労働契約を締結しているものであり、かつ、②時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法が同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規雇用の従業員（訪問介護員等）と同等であるもの。

